

**指定介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホームライフコートさかえ 運営規程**

第1条（事業の目的）

社会福祉法人豊笑会が開設する特別養護老人ホームライフコートさかえ（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要支援1及び要支援2の状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう、必要な日常上の世話および昨日訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の保持、回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

第3条（施設の名称等）

事業を行なう施設の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホームライフコートさかえ
- 2 所在地 横浜市栄区公田町1061-19

第4条（従業員の職種、員数及び職務内容）

事業所の勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

職 種	区 分	専従	兼務	職 務 内 容
管 理 者	常 勤		1	施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
医 師	常 勤			入所者に対する健康管理及び療養上の指導を行なう。
	非常勤		1	
生活相談員	常 勤		2	施設入所の申込み及び相談業務等を行なう。
	非常勤			
看護職員	常 勤		5	入所者に対する健康管理等必要な看護業務を行なう。
	非常勤		3	
介護職員	常 勤		36	入所者に対する日常の世話等必要な介護業務を行なう。
	非常勤		30	
管理栄養士	常 勤		1	入所者の食事に関する必要な栄養管理を行なう。
	非常勤			
機能訓練指導員	常 勤		1	入所者に対して必要な機能訓練を行なう。
	非常勤		1	
介護支援専門員	常 勤		2	施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行なう。
	非常勤			

第5条（利用定員）

事業所の指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の定員は、次のとおりとする。

- ① 併設利用型 10名
- ② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員110名以内

第6条（短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

1 指定介護短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴・清拭等による清潔の保持
- ② 食事、排泄、離床、着替え、整容等日常生活上の世話
- ③ 相談及び援助
- ④ レクリエーション、行事等の教養娯楽
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 健康管理
- ⑦ その他必要な短期入所生活介護の提供

2 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法廷代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

3 その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

- ① 滞在費の支払いを受ける。滞在費については別紙「利用料金表」による。
- ② 食費の支払いを受ける。食費については別紙「利用料金表」による。
- ③ その他の費用として、利用者から別紙「利用料金表」の支払いを受ける。

4 第2項から第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条（通常の送迎の実施区域）

通常の送迎の実施地域は、以下のとおりとする。

横浜市栄区	飯島町、犬山町、尾月、笠間町、鍛冶ヶ谷、桂台、桂台中、桂台東、桂台西、桂台南、桂台北、桂町、金井町、上郷町、上之町、亀井町、公田町、小菅ヶ谷町、小菅ヶ谷、小山台、庄戸、田谷町、中野町、長尾台町、長倉町、長沼町、野七里、柏陽、東上郷、本郷台、元大橋、若竹町
横浜市戸塚区	戸塚町、汲沢、舞岡、小雀町、原宿、上矢部町
横浜市泉区	弥生台、和泉町、中田、西が岡、岡津、池の谷、桂坂、白百合

第8条（サービスの利用にあたっての留意事項）

- 1 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、また暴力行為その他、他の入所者に迷惑を及ぼす言動を行なってはならないものとする。

第9条（損害賠償）

利用者に対するサービスの提供において、施設が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なうものとする。

第10条（緊急時における対処方法）

事業所は短期入所生活介護の提供中に、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。

第11条（非常災害対策）

- 1 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。
- 2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回の避難訓練を行うものとする。

第12条（その他施設の運営に関する重要事項）

- 1 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の整備を行なうものとする。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨、従業員との雇用契約内容に盛り込むものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人豊笑会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成24年 6月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。